

広島県告示第千三百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画火葬場事業向島町葬祭センター

三 事業施行期間

令和五年十二月七日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市向島町字長者ヶ原地内

使用の部分

なし